

令和7年度市民ぐるみ運動「プラスせんぼ」事業に係る質問・回答

番号	質問	回答
1	広報においては、貴市の持つ動画プラットフォーム、SNSがあれば使用可能ですか。また、使用できない場合は専用に立ち上げが必要ですか。	本市が管理している各種メディアへの掲載は可能です。 ただし、本市公式 SNS（X、LINE、Facebook）に関しては、内容によっては掲載できない場合や、一つの案件につき原則一度のみの投稿とするなど、本市の掲載ルールがあります。 また、受託者側で効果的な情報発信となるようなアイデアを御提案（本市公式 SNS の活用、受託者の所持する既存のアカウントの活用、新たなアカウントを立ち上げるなど）いただくことも可能です。 【京都市の主なメディア】 ホームページ「京都市情報館」、「京・けんこうひろば」、YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」、公式 SNS（X、LINE、Facebook）等
2	普及啓発に関わる企画については、効果的であれば規模・回数などは問わないですか。	規模・回数は問いません。 また、本市から参加いただきたいイベントなどがあれば、御提案させていただく場合もあります。
3	イベント広報において、貴市からの呼び掛け（HP 掲載）などは可能ですか。またチラシを作成すれば市内適所（例えば運動施設・ショッピングモール・福祉会館等）に配架は可能ですか。	広報について、本市ホームページへの掲載などは可能です。 チラシの配架について、本市と関係のある施設に配架依頼することは可能です。 なお、本市と関係のない施設（ショッピングモール等民間施設）に関しては、直接配架の交渉をいただく場合があります。
4	報告書に関しては期中の提出はございますか。各事業ごとに報告書が必要でしょうか。	報告書に関しては、すべての事業終了後に、本契約において実施いただいた内容を報告書にまとめて、御提出をお願いいたします。 ただし、事業の進捗確認などは、適宜報告を求めることがあります。
5	本件において使用可能な SNS アカウントはありますか。	本市が管理している各種メディアへの掲載は可能です。 ただし、本市公式 SNS（X、LINE、Facebook）に関しては、内容によっては掲載できない場合や、一つの案件につき原則一度のみの投稿とするなど、本市の掲載ルールがあります。 また、受託者側で効果的な情報発信となるようなアイ

		デアを御提案（本市公式 SNS の活用、受託者の所持する既存のアカウントの活用、新たなアカウントを立ち上げるなど）いただくことも可能です。 【京都市の主なメディア】 ホームページ「京都市情報館」、「京・けんこうひろば」、YouTube チャンネル「きょうと動画情報館」、公式 SNS（X、LINE、Facebook）等
--	--	---